

県行政とかかわりを持ちたい人へ

Q3 意見・提案する方法を知りたいが？

A3

意見を提出いただくための
多様な方法を設けています



兵庫県では、県民の皆さんから、県政に関するご意見・ご提案を募集し、県民の視点に立った県政運営をすすめるため、例えば、①さわやか提案箱②県民モニター③県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）④附属機関等の委員公募など、多様な方法を設けていますので、積極的にご利用ください。これらの方法の概要は、以下のとおりです。

さわやか提案箱

県のホームページに知事あてのメールボックスを設け、電子メールにより県民の皆さんから意見・提案を受け付けています。いただいたご意見等については、電子メールでお答えするとともに、県政推進の参考とさせていただきます。

◇詳細については…<http://web.pref.hyogo.jp/ac20/kocho.html#h01>

県民モニター

モニターとして登録いただいた皆さんに、インターネットにより、身近な県政課題等に関するアンケート調査（年度内に4回程度）にお答えいただき、県の施策や事業の立案等にご意見、ご提案を生かしています。対象者は、県内在住・在勤・在学で県政に関心を有する満18歳以上の方です。

◇詳細については…<http://web.pref.hyogo.jp/ac20/kocho.html#h01>

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

県が計画や条例などの基本的な政策等を策定するときに、事前にその計画等の案の内容を公表し、広く県民の皆さんからご意見、情報を募集しています。

県は、県民の皆さんから寄せられたご意見等を考慮して計画等を決定し、計画等と合わせて、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を公表しています。

◇詳細については…http://web.pref.hyogo.jp/ac14/ac14_000000016.html

附属機関等の委員の公募

附属機関等の審議に県民の皆さんのご意見等を反映させることを通じて、参画と協働による県行政を推進するため、委員の公募を実施しています。

◇詳細については…http://web.pref.hyogo.jp/ac14/ac14_000000025.html

意見・提言はいつでも受け付けていますが、翌年度の施策の検討は、夏頃から始まります。このため、施策提案等は、その時期を見計らって行うとより効果的です。